

1・「若者と労働」をめぐる状況について

～～若者の働き方 アンケートにとりくんで～～

日本共産党岡山市議団として12月から4月まで「若者の働き方アンケート」調査活動を行いました。この間市民生活相談を受ける中で、特に若い方々から長時間過密労働の問題や不安定雇用の相談が増えてきたこと、我が党国会議員団としても社会問題化している「ブラック企業規制法案」を提案し法制化を目指しているという2点の理由で調査をしました。

ポスティングや街角でインタビューをして収集しました。主に20代から40代を対象に収集し、結果は資料としてつけていますが、雇用形態と給与との格差(①です)

③、④で未婚、持家等の比較で貧困と格差が垣間見れる深刻な状態が伺えます。

裏の⑤ですが 集計結果の特徴として4割の方が不払い残業があると答えそのうち3割が全く支払われていないとの回答。

⑥ 希望を持って働いていると答えている方が3割もいなかったこと。⑦ また40代以上の男性の非正規率が高く、それが未婚率にも連携していること。また表に帰っていただいて ②を見ていただくと、男性と女性の格差が歴然で特に未婚の女性の貧困化が心配される結果となった。そして正規雇用でも有給休暇が取りにくい、サービス残業が多いなど制度が使いにくい現状もうかがえました。

そして、企業の実名をあげての生々しい記述もたくさんありました。

インターネット投票のブラック企業大賞の2つの企業が岡山市の企業であることや、今回のこの調査で岡山市内の若者たちが過酷な実態で仕事をしていることが結果として出ていることは市としても深刻に受け止めるべきだと思います。

1) まずこのアンケート結果についての所見を。

2) 市としてこの間、正規雇用等への転換等に取り組む事業主を支援する国の助成金等の周知を努力していただいているが、その状況は?

3) 昨年12月議会の我が党代表質問で労働局、ハローワークと連携し若者の雇用状況等の実態把握に努めると答弁していただきました。その後の動きをお示してください。

私たちはこの結果を県、市、ハローワーク、労働基準監督署などの関係機関に届け懇談をしました。そこで共通な話題となったのは労働法を市民に浸透させるための教育です。

小中学校の教育現場では勤労の権利や労働三権などの権利等を学んでいるとのことですが、いざ社会に出た時に役に立つ内容になってはいません。

社会に出る直前の高校や専門学校生、大学生への啓発、教育が重要です。労基署でも出

前講座行ったり、県も「働く若者サポートガイド」を 5000 部作っていますが、市内の若者たちにより多く届く仕組みにはなっていません。市として独自に取り組む重要課題だとおもいます。

神奈川県では「過酷な働き方をさせられていませんか？」というブラック企業対策にしばったパンフレットを作っています。ブラック企業における事例をまとめた内容となっています。

4) 市としても、今、まさにアンケートで寄せられたような若者たちに届く内容と規模でパンフレットをつくっていただきたいがどうか？

企業名実名記述の中には岡山市役所というものが複数ありました。5月30日に開催された岡山市職員安全衛生委員会に示された職員の健康管理状態では病休休職のうち心の病が最も多く、また過重労働の100時間超えの実数も出ていました。委員の意見には長時間労働が減ってはいるが時間外手当が支給されたもののみだという指摘もされています。

5) 岡山市役所で手当が支給されていないサービス残業の実態は把握できるのでしょうか？

6) アンケートにも市の臨時職員で1年間の限定の方が臨時職員の雇用が恒常化しているという記述がありました。市が率先して官制ワーキングプアを作り出しているという状況についての手立ては急務です。ご所見を？

また時間外や休日出勤の執務環境の悪さも健康維持に関連するという意見もいただいています。全館空調のシステムだから仕方ない面もありますが、休日出勤や残業をしなくてもいい職場になることが大事ですので要望してこの項を終わります。

## 2・性別にかかわらず住みよいまち、住みたいまち岡山市をめざして

性別にかかわらず一人一人の個性が輝く「住みよいまち、住みたいまちの創造を目指して」平成13年に岡山市はさんかく条例を策定しました。

男女共同参画社会の形成は、(1)男女の個人としての尊厳の尊重、(2)性別による固定的な役割分担の解消、(3)家庭生活における活動とその他の活動との両立、(4)政策・方針の立案及び決定過程への男女の共同参画、(5)性と生殖に関する生涯にわたる健康と権利への配慮を旨として行われなければならないとし、そのためには(6)国際的な取組と協調・連携し、(7)市、市民及び事業者が相互の創意工夫によって互いに協働という市民協働のアプローチの視点で基本理念を掲げています。そして教育の責務、DVやセクハラ禁止などを盛り込んだ全国的にも先進的な内容です。

今まではDVなどに特化してきたので今年度からは女性が輝くという幅広い方向へと進んでいますが、大事なのは性別にかかわらず、その人らしく個人が尊重され輝く姿勢だということを改めて強調し質問に入ります。

まず、DV被害者支援についてのとりくみです。

1) 男女共同参画相談支援センターの相談員の育成についてです。この期、相談員が大きく入れ替わりました。DV被害者をはじめ電話相談にかけてくる方々はご本人独自の問題や社会的背景、その方の成育歴等複雑に絡み合っています。新人研修はそこまで生かした中身になっているのでしょうか？

2) 相談は待たなしです。即電話対応しながら新人といえども日々追われていると思います。電話を受けるまでの相談員の基本姿勢や研修内容は、毎日の日誌やケース会議などその都度フィードバックしながら改善する仕組みができていますか？

3) スーパーバイズの現状は？

4) 相談員は専門性が求められます、暴力の構造や関連諸法律等知り得ておかなければなりません。せめて複数の正規職員を配置し専門家として育成する必要があるがいかにか？

5) 被害者の自立に向けては、住居の確保や経済面での支援、精神面での支援、司法の面での支援、同伴者への支援など、被害者の立場に立って切れ目なく多角的に行う必要があります。仁愛館の入居者に対し自立支援プランがどういう過程を経て作成されていますか？現状と課題をお示しください。

6) そのためにも、正規の臨床心理士の配置もふくめ仁愛館でのDV被害者等自立支援機関として位置づけ職員の充実、受け入れを増やすための建て替え計画も含め施設のあり方を見直す時期ではないか？

7) DV被害者の子どもたちへの被害も支援の課題となっています、特にDV被害者の子どもさんで性的被害を受けた子どもの発見が遅く被害が長期化することが指摘されています。

被害者の子どもや、子ども総合相談所で保護された子どもたちへの性的被害を早期発見し支援体制につなげるしくみはどうかされていますか？

次に教育の関係です。先日、自分の性と体の違和感を訴える児童、生徒が全国で606人いたとの文科省の調査結果がでています。

8) それについての所見と岡山市の実態把握はと今後の対応をお示してください

### 3・学校給食費等の取扱いについて

市教委は 学校給食費の徴収方法等の今後のあり方についての最終報告を受けて、この四月の新生の保護者に、同意書の提出を求めました。またその同意書には保護者以外の連絡先の申告を求める欄もあります。

新生の保護者の中には、意図の説明もなくいきなりほかの提出書類と混ざって配布された、内容を見ると保護者以外の連絡先の申告まであり、これではまるで連帯保証人をつけてお金を借りる時のようだと言われ動揺が広がっています、ただ、これから世話になる学校に提出するのだから無視はできず協力をしたが気分がいいものではなかったとの感想を伺っています。また貧困家庭や核家族など保護者以外の連絡先を書くのに悩まれた方もずいぶんいらっしゃるのではないのでしょうか？

こういう人権の視点が欠けている教育現場に自分の子どもをあずけなければならないのかとショックを感じたとの意見もうかがいました。

- 1) これらの声に対しての教育長の所見は？
- 2) 同意書の配布は各学校でどのようにおこなわれたのでしょうか？
- 3) 検討委員会での議論でなぜ同意書配布になったのか？経過と目的をお示してください
- 4) 同意書を出した効果はどのように検証するのでしょうか？
- 5) 未納者の割合は約1, 2% 未納額の割合は0, 5%という実態の中で払っている多くの方々に嫌な思いをさせるよりも未納世帯への対応はどう議論されたのか？

その未納世帯への対応は、校長先生や教頭先生など現場の先生方は今までも本当に大変だったと伺います。未納者の家を遅くまで見張ったり、パチンコ屋まで入って行って保護者を探し出し取り立てるなど、これが教育者の仕事なのかと？自問自答しながら心を痛めておられる先生も多かったと伺います。

- 6) 滞納世帯の原因分析やその対策、長期滞納者に対する学校事務等は現場では限界です。そこをきっちりと市教委が対応すべきではないか？
- 7) 子どもの貧困が社会問題化する中、たんなる取り立てではなく滞納世帯の背景をしっかり調査し、関係機関とつなぐ役割こそスクールソーシャルワーカーの仕事だと思えます。スクールソーシャルワーカーや福祉事務所の子ども相談主事などと連携し対応できる仕組みを作ることが緊急に求められます、いかがでしょうか？